

京都市市営墓地条例の一部を改正する条例(平成31年3月28日京都市条例第100号)
(保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課)

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、市営墓地(以下「墓地」という。)の管理料の適正化を図るとともに、墓地、埋葬等に関する法律の表現と合わせた規定整備を行うため、必要な事項を定めることとしました。

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。ただし、第14条第1項の改正規定は、公布の日から施行することとしました。

京都市市営墓地条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第100号

京都市市営墓地条例の一部を改正する条例

京都市市営墓地条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「1,900円」を「1,990円」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「950円」を「995円」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項の規定により計算して得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

第14条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「埋蔵した」を「埋蔵しようとする」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第14条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市市営墓地条例第7条の規定は、平成31年度分の管理料から適用する。ただし、この条例の施行の日前に使用の許可を受けた者に係る同年度分の管理料については、なお従前の例による。

(保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課)